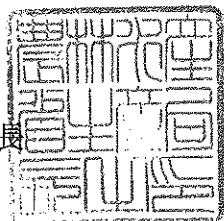




23生畜第2345号  
平成24年3月2日

殿

農林水産省生産局長



## 家畜改良増殖法施行規則の一部改正について

本年1月4日、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「規則」という。）の一部が、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（平成24年1月4日農林水産省令第1号）により改正されました。この一部改正に伴う規則第1条及び第3条第2項の運用については、下記のとおりですので御留意の上、関係者への周知・指導等その円滑かつ適切な実施に御協力をお願いします。

記

### 第1 改正の趣旨及び内容

#### 1. 改正の趣旨

##### (1) 種付け等の制限の特例

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）では、牛、馬及び精液採取用の豚の雄について、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）又は都道府県知事が、種畜検査に合格したものに対し種畜証明書を交付し、種付け等への供用を許可することにより、家畜の改良増殖の効果的な実施を全国規模で保証している（法第4条）。

一方、広く一般に影響を及ぼす恐れがない等の理由から、学術研究や自家用のための種付け等の用に供する場合（法第4条第1項第3号）については、種畜証明書の交付を受けることを要しないこととされている。

近年、地域固有の特徴ある畜産物生産が可能となるよう、希少性の高い品種にも着目して、家畜の改良増殖を進め、多様な家畜を生産していくことの重要性が増してきている。このような状況に対応するため、特定の地域に偏在する品種の家畜については、都道府県が当該品種の希少性等に着目してその改良増殖を計画的に行おうとする場合には、当該家畜に適切な飼養管理がなされることを確保した上で、地域の実情にあつた改良増殖を機動的に進められるようにするために、所要の改正を行った。

## (2) 種畜検査を担当できるセンター職員

センターの種畜検査は、①獣医師又は家畜人工授精師、②学校教育法（昭和2年法律第26号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者、③学校教育法に基づく高等学校を卒業し、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に3年以上従事している者のいずれかに該当する職員が担当することとされている（規則第1条）が、これらの者以外であっても、これらの者と同等以上に種畜検査の実施に要する知識経験を有すると認められる職員であれば、種畜検査を担当できることとして差し支えないと考えられることを踏まえ、所要の改正を行った。

## 2. 改正の内容

### (1) 種付け等の制限の特例の追加（規則第3条関係）

法第4条第1項第3号の農林水産省令で定める場合（種付け等の制限の特例の対象となる場合）として、専ら一の都道府県の区域内で飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われると認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するものに属する家畜の雄であって、当該都道府県内の家畜人工授精所その他の農林水産大臣が指定する場所において飼養されるものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合を追加した。

### (2) 種畜検査を担当できるセンター職員の追加（規則第1条関係）

種畜検査を担当できるセンター職員に、①高等学校と同等以上の学校を卒業し、家畜の改良等の業務に3年以上従事している者及び②現在規定されている者と同等以上の知識経験を有すると農林水産大臣が認めた者を追加した。

## 第2 運用について

1. 農林水産大臣は、規則第3条第2項に基づき品種及び飼養場所を指定する際は、別表の要件及び考え方（以下「要件等」という。）に基づき検討する。このため、農林水産大臣の指定を要望する都道府県（以下「要望県」という。）にあっては、要件等を参考に必要な情報の提供をお願いする。また、指定に際しては、事前に要望県等と十分に相談することとする。

なお、要件等に示した確認方法は一例であり、要望県から情報提供があった際にには、品種の特性などを踏まえ個別に検討するので、新品種を造成した場合等は情報提供をお願いする。

2. 要件等を満たすことが確認できなくなった場合は、指定の廃止を検討することとする。

(別表) 品種及び飼養場所の指定の際の要件及び考え方

要件	確認方法の例	確認書類	考え方
当該品種に属する家畜が、専ら一の都道府県の区域内で飼養されていること	センターが毎年定期に行う種畜検査（以下「定期種畜検査」という。）等の情報から、全ての種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する雄畜（以下「繁殖の用に供する雄畜」という。）が一の都道府県の区域内で飼養されていることを確認する。	センターからの定期種畜検査報告書及び都道府県が公示する臨時種畜検査の情報	当該品種の改良増殖に及ぼす影響が大きい繁殖の用に供する雄畜の全てが一の都道府県の区域内で飼養されていることをもって、当該品種に属する家畜が専ら一の都道府県の区域内で飼養されていることを確認することとする。
当該品種に属する家畜の改良増殖が計画的に行われるこ	法第3条の3第1項の都道府県が作成する家畜改良増殖計画に当該品種についての記載があることを確認する。	法第3条の3第1項の都道府県が作成する家畜改良増殖計画	都道府県が作成した家畜改良増殖計画に当該品種の計画が記載されていることをもって、当該品種について計画的に改良増殖が行われることを確認することとする。
当該品種が品種として確立していること	当該品種について、法第32条の2の登録規程が作成され、登録事業が行われていることを確認する。	法第32条の2の登録規程	当該品種について、法第32条の2の登録規程が作成され、登録事業が行われていることをもって当該品種が品種として確立していることを確認することとする。
当該品種に属する全ての繁殖の用に供する雄畜が、適切な衛生管理がなされる飼養場所で	家畜人工授精所、地方公共団体が管理する研究所や試験場等の施設において、種畜検査の	家畜人工授精所許可書又は設置条例 検査計画や過去	当該品種の繁殖の用に供する雄畜の飼養場所については、家畜改良センターが行う種畜検査の衛生検査において求められる水準と同等

飼養されること	衛生検査において求められる水準と同等程度の衛生管理が行われると見込まれることを確認する。	の検査結果等衛生管理状況が分かる書類	程度の衛生管理（別紙1参照）が適切に行われる飼養場所であることを確認する。
---------	--	--------------------	---------------------------------------

### 3. 指定の公表について

農林水産大臣の行う品種及び飼養場所の指定は、告示により公表する（別紙2参照）。

(別紙1)

種畜検査の衛生検査において求められる水準と同等程度として想定する衛生管理措置の例

※ 卫生管理水準は、指定された品種の繁殖の用に供する雄畜への検査体制、飼養施設における衛生管理体制、種付け等を行う雌畜の頭数・配置等を総合的に評価することを想定。

	現行の種畜検査	(例)
衛生管理水準確認者	種畜検査員	獣医師資格のある者が専任で飼養管理（例えば、退職後の都道府県獣医師を飼養管理責任者として再任用する等。）
確認頻度	年1回	① 伝染性疾患：家畜伝染病予防法第5条に基づき、5年に1度検査されるブルセラ病・結核病・ヨーネ病（牛）・馬伝染性貧血（馬）以外の家畜改良増殖法施行規則第6条に規定される伝染性疾患については、繁殖の用に供する以前に最低1回検査し感染がないことを確認。 ② 遺伝性疾患：繁殖の用に供する以前に最低1回検査し、不良形質因子を保有しないことを確認。 ③ 繁殖機能障害：専任の獣医師が日常的に飼養管理を行うため、多くの場合外観から発見可能と考えられることから、異常が発見された都度疑われる疾患について検査。
対象家畜	種畜として使用する雄畜	農林水産大臣に指定された品種の繁殖の用に供する雄畜
家畜の飼養場所	—	農林水産大臣に指定された県の研究所
種付け等を行う雌畜の範囲	範囲に限定なし	同じ研究所内で飼養される雌畜に限定し、その子孫も同研究所内で飼養することにより、万一感染が発見された場合に影響が生じる範囲を限定。
その他の衛生管理状況	—	伝染性疾患について、消毒槽の設置、作業者の作業着への着替えや作業時の消毒の徹底、野生動物の侵入防止措置等により外部からの伝染病の侵入防止及び外部への蔓延防止。
衛生管理水準の考え方	疾患の蔓延防止等のため、家畜の異常を発見できるだけの知識や経験を有する者が、 ① 法定伝染病及び種付け等により伝搬する可能性の高い伝染性疾患がないこと ② 畜種ごとにその検査方法が確立されている遺伝性疾患がないこと ③ 種畜として求められている繁殖機能を有していることを妥当な頻度で確認。	上記確認頻度及び確認項目欄の①～③により、種畜検査の衛生検査で求められる衛生管理水準と同等の水準を確認できると考える。 また、①については、外部からの伝染病の侵入防止及び外部への蔓延防止措置を講じるとともに、種付け等を行う雌畜及びその子孫の飼養場所を限定し疾患が蔓延し得る範囲を限定していること、②については、1回の検査で確認可能であること、③については、日常的に監察が行われることから、毎年検査を行わなくとも総合的な衛生水準は種畜検査と同等に保たれると考える。

(別紙2)

農林水産大臣の品種及び飼養場所の指定のイメージ（告示）

○農林水産省告示第 号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣が指定する品種および飼養場所を次のように定め、平成〇年〇月〇日から施行する。

平成〇年〇月〇日

(1) 品種

○○県が△△と認める□□

※ ○○は都道府県名、△△は品種名、□□は牛、馬、豚の別を記載。

(2) 飼養場所

名称	住所	管理者氏名	指定を受けようとする品種の繁殖に用する雄畜の個体番号等又は頭数

※ 「指定を受けようとする品種の繁殖に用する雄畜」の欄には、個飼養場所毎に個体が識別できる番号がある場合には当該番号、ない場合には飼養する当該雄畜の飼養頭数を記入する。